法定福利費の適切な支払いのための取組について試行要領

1. 概要

建設産業の持続的な発展に必要な担い手の確保と社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境の構築を図ることを目的に本要領を試行する。

2. 対象工事

沖縄県土木建築部が発注する建設工事で、令和4年2月1日以降に予算執行伺いを決裁する全ての工事を対象とする。

3. 取組内容

①受注者>請負代金内訳書への法定福利費の明示(徹底)

- ▶発注者は、全ての工事で、特記仕様書において受注者に請負代金内訳書(土木第1号様式)の提出を求める。
- ➤受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書(土木第1号様式)を提出する。(工事請負契約約款第3条第3項)
- ▶請負代金内訳書には、現場労働者に係る事業主負担の法定福利費を明示する。(工事請負契約約款第3条第3項)

②発注者➤「予定価格に占める法定福利費概算額」の入札結果報告書等への明示

➤発注者は、「予定価格に占める法定福利費概算額」について、入札結果報告書等へ明示する。(当面は別資料等を添付する。)

③発注者➤法定福利費の確認

▶発注者は、請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について比較を行う。

「一定以上の乖離がある場合」について



受注者に対して法定福利費の算出根拠の確認を指示



誤記等があれば訂正指示



各下請企業の請負工事に対する

- ○見積書の場合> 法定福利費額、労務費額について、根拠資料の説明を求める
- ○その他の場合> 法定福利費額の算出に用いた労務費額及び法定保険料率について、計算書等の根拠説明を求める
 - ➤ 法定福利費額の算出に用いた法定福利費率等について、計算書等の根拠説明を求める



それでも客観的な根拠資料の提出がない等

不正行為の疑い(建設業法第19条の3に違反)



▶技術・建設業課へ通報等の必要な措置

④発注者>「現場説明における条件明示」への記載

- ➤下請企業の見積りの作成手順、活用等の方法について、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」について記載
- ▶請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行うことについて記載

法定福利費の適切な支払いのための取組について試行要領

4. 確認方法

■例 河川工事の場合

①予定価格に占める法定福利費概算額を確認

工事価格 (例) (河川工事) 30,000,000 × 4% = 1,200,000

別紙2 ※ ■法定福利費の割合

※数値は変動します 都度、最新版を確認願います

(単位:%) R3工事価格に占める 工 種 法定福利費の平均割合 河川工事 4.00 河川・道路構造物工事 3.58 海岸工事 3.45 道路改良工事 3.71 銅橋架設工事 2.85 PC橋工事 3.89 舗装工事 3.95 砂防・地すべり等工事 4.16 公園工事 4.15 電線共同溝工事 4.38 情報ボックス工事 4.13 橋梁保全工事 3.95 道路維持工事 4.75 河川維持工事 6.48 共同溝工事(1) 4.39 共同溝工事(2) 3.06 トンネル工事 4.67 コンクリートダム工事 4.24 フィルダム工事 2.34 下水道工事(1) 4.09 下水道工事(2) 4.45 下水道工事(3) 3.89 下水道工事(4) 3.54 ②請負代金内訳書に明示された法定福利費と比較



③一定以上の乖離がある場合

- (1)受注者に対して法定福利費の算出根拠の確認を指示し、 誤記等があれば訂正指示
- (2)それでも乖離がある場合
- ○見積書の場合
- ➤法定福利費額、労務費額について、根拠資料の説明を求める
- ○その他の場合
- ➤ 法定福利費額の算出に用いた労務費額及び法定保険 料率について、計算書等の根拠説明を求める
- ➤ 法定福利費額の算出に用いた法定福利費率等について、計算書等の根拠説明を求める
- (3)それでも客観的な根拠資料の提出がない場合は、不正 行為の疑い(建設業法第19条の3に違反)があるため、技 術・建設業課へ通報等の必要な措置を講ずる。

一定以上の乖離があり、根拠資料等の提出がない場合は、技術・建設業課へ通報等 の措置を講ずる。

土木工事標準積算基準書I-2-②-5表-1 工種区分により設定した工種